

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、一般社団法人大阪市防火管理協会と称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、防火、防災に関する調査研究及び資料収集を行い、消防法（昭和23年法律第186号）に基づく防火管理者、防災管理者（以下「防火、防災管理者」という。）及び消防庁次長通知（昭和58年12月2日付け消防予第227号）に基づく防火管理業務の受託を業とする法人等の教育担当者に対し消防本部をはじめとする防災関係者や防火、防災業務に従事する者がそなえるべき地域防火防災の現場実態に即した高度で実践的な資料を継続提供することにより、地域の実情に合致した人材の育成に寄与することで火災等災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防火、防災に関する調査研究、資料収集
- (2) 防火、防災管理者及び教育担当者等の育成教材の作成、頒布事業
- (3) 防火、防災に関する情報の出版物等による提供事業
- (4) 教育担当者講習等防火、防災業務従事者の養成業務受託事業
- (5) 防火、防災に関する啓発事業
- (6) 会員事業所の防火、防災管理者で、防火、防災上特に功労があった者に対する表彰事業
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、大阪府において行うものとする。

## 第3章 会員

### (法人の構成員)

第5条 この法人は、次の会員をもって構成する。

#### (1) 運営会員

この法人の事業に賛同して当該事業推進を支持し入会した個人又は団体で、この法人の事業運営に参画する者

#### (2) 一般会員

この法人の事業に賛同して当該事業推進を支持し入会した個人又は団体で運営会員になることを望まない者

#### (3) 賛助会員

この法人の事業に賛同してこの法人を賛助するために入会した者

#### (4) 特別会員

この法人に功労があった者又は学識経験者で、総会において推薦された者

2 前項第1号に規定する運営会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

### (会員の資格等)

第6条 この法人の運営会員、一般会員又は賛助会員になろうとする者は、入会及び退会に関する規則により申込みをし、運営会員にあつては理事会の承認を受けなければならない。

2 入会は、総会において定める入会及び退会に関する規則に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

3 運営会員の資格は、入会時に申し出る(既に一般会員にあつては随時申し出る。)ものとする。

4 運営会員が一般会員になろうとする場合は、この法人の事務局に申し出ることにより、任意にいつでも一般会員になれるものとする。

#### (会費)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、運営会員及び一般会員は、総会において定める会費に関する規則に定める額を支払う義務を負う。

2 賛助会員は、会費に関する規則に定める賛助会費を支払う義務を負う。

#### (任意退会)

第8条 会員は、退会をこの法人の事務局に申し出ることにより、任意にいつでも退会することができる。

#### (除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

#### (会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。

(2) 総運営会員が同意したとき。

(3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

### 第4章 総会

#### (構成)

第11条 総会は、すべての運営会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

#### (権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 理事及び監事の報酬等の額

(4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認

(5) 定款の変更

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

#### (開催)

第13条 総会は、定時総会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。  
2 総運営会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する運営会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、運営会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総運営会員の議決権の過半数を有する運営会員が出席し、出席した当該運営会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総運営会員の半数以上であって、総運営会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

(役員の設定)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長とし、1名を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 常務理事は、理事会において別に定める職務権限規程により、この法人の業務を分担執行す

- る。
- 4 理事長及び常務理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及びこの法人の事務局職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第24条 理事及び監事は、いつでも、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

- 第25条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める役員の報酬規程に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。
- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。この場合の支給の基準については、総会の決議により別に定める。

(名誉会長等)

- 第26条 この法人に、任意の機関として、名誉会長、相談役及び参与（以下「名誉会長等」という。）を置くことができる。
- 2 名誉会長等は、理事会において選任し、委嘱する。
- 3 名誉会長等は、次の職務を行う。
- (1) 理事長の相談に応じること。
- (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。
- 4 名誉会長等の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 名誉会長等は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

## 第6章 理事会

(構成)

- 第27条 この法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第28条 理事会は、次に掲げる職務を行う。
- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第29条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 定例理事会は、毎事業年度4回以上開催する。

3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事長以外の理事から理事長に対し理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会招集の請求があったとき。

(3) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 一般社団・財団法人法第101条第2項及び第3項の規定に基づき、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第30条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 前条第3項第3号による場合は、理事が、前条第3項第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。

4 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

5 理事会を招集する者は、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

6 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第31条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第33条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事がその提案について異議を述べたときを除く。)は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第34条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第21条第4項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 資産及び会計

### (事業年度)

第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### (事業計画及び収支予算)

第37条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

### (事業報告及び決算)

第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

## 第8章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第39条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

### (解散)

第40条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

### (残余財産の帰属等)

第41条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 この法人は、剰余金の分配を行うことはできない。

## 第9章 公告の方法

### (公告の方法)

第42条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第10章 事務局

### (設置等)

第43条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

- 4 事務局長以外の職員は、理事長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

#### 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の理事長は野草芳一、常務理事は折田昭英とする。
- 3 この法人の最初の監事は長井実とする。
- 4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第37条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。